

仕 様 書

(趣旨)

第1 愛知県（以下「甲」という。）及び名古屋市（以下「乙」という。）が行う入院者訪問支援事業に係る業務の委託内容はこの仕様書、別記「妨害又は不当要求に関する届け出義務に関する特記仕様書」、別添「障害者差別解消に関する特記仕様書」及び別紙1「情報取扱注意項目」によるものとする。

(委託内容)

第2 委託内容は次に掲げる事項とする。

1 訪問支援員養成研修の開催

(1) 研修対象者

愛知県入院者訪問支援事業又は名古屋市入院者訪問支援事業における入院者訪問支援員として活動することを希望する者。

(2) 研修内容等

ア カリキュラム

研修内容は、「入院者訪問支援事業の実施について」（令和5年3月31日付障精発0331第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）の別記に定められた訪問支援員養成研修カリキュラム（以下「訪問支援員養成研修カリキュラム」という。）とする。なお、甲又は乙が指定するそれぞれの実務に必要な知識の習得に関する科目を含むものとする。

イ 研修テキスト

研修テキストについては、訪問支援員養成研修カリキュラムに沿った内容のテキストとする。

ウ 研修講師等

訪問支援の意義や訪問支援員の役割等に関する知識を有する者で、研修を教授するのに適当な者とする。なお、グループワーク実施時においては、適切に進行を行なえるようにファシリテーターを配置する。

(3) 受講者数

50名程度とする。

(4) 実施時期

令和8年12月31日までに開催する。

(5) 研修受講料

無料とする。

(6) 研修企画内容等の報告

受託者は、研修開催日の2か月前までに、研修日程、カリキュラム等を決定の上、速やかに甲及び乙へ報告し、甲及び乙の承認を得る。

(7) 研修の周知

前項の承認後、受託者は直ちに周知用のチラシを作成し、精神保健福祉士等の精神障害者に関する対人援助の国家資格を有する者の団体等に配布し、会員への周知を依頼する。

(8) 受講申込

受託者は研修受講申込を受け付ける。

(9) 受講決定

受講申込者が 50 名程度を超えている場合は、抽選によって決定する。

(10) 研修修了者名簿

受託者は研修受講者のうち全てのカリキュラムの修了を確認できたものについて、研修修了者名簿を作成し、速やかに甲及び乙に提供するものとする。

(留意事項)

第 3 事業の実施については、甲及び乙と十分連携を図るものとする。

(雑則)

第 4 この仕様書の定めのない事項については、甲及び乙と協議の上、決定する。